

## 沼田市都市公園条例

別表第5（第15条関係）その他の使用料

種別	単位	期間	金額	備考
土地占用	1平方メートル	1日	40円	
電柱	1本	1年	1,500円	
地下埋設管等の類	1メートル	1年	60円	
郵便差出箱	1個	1年	600円	
公園管理者以外の者が 設置する公園施設				その都度市長が定める。
その他				その都度市長が定める。

使用料の算定方法は、次のとおりとする。

- 1 年をもって使用許可したもので使用期間が1年未満のものは、1箇月未満の端数を1箇月として月数により1箇月につき年額の $\frac{1}{2}$ 分の1に相当する額とする。
- 1日をもって使用許可したものは、その使用日数によって算定する。
- 1時間をもって使用許可したもので使用期間が1時間未満のものは、1時間として算定する。
- 使用面積が、1平方メートルに満たない端数は、これを切り上げて計算する。